広告可能な事項について

1　可能な範囲

患者等に正確な情報が提供されその選択を支援する観点から、客観性・正確性を確保し得る事項については、広告事項としてできる限り幅広く認める。

2　従来からの事項との関係

従来から広告可能と認められていた事項については、今回の広告規制の改正後においても、広告は可能である。

3　医療機能情報提供制度との関係

医療機能情報提供制度の対象となる事項については、専門外来を除いては、医療に関する広告としても、原則として広告可能な事項である。

ただし、都道府県が独自に報告を求める事項については、広告可能な事項として定められていない場合には広告できない。

4　表現方法について

（1）手段

文字だけではなく写真・イラスト・映像・音声等による表現も可能。

（2）記載の仕方

分かりやすい表現を使用したり、その説明を加えることは認める。例えば「人工透析」については、これまで診療報酬点数表等にある「人工腎臓」や「血液透析」等との表現のみ認められていたが、一般に用いられている「人工透析」の表現も広告可能。

（3）略号や記号の使用

（例）・社団法人　⇩（社）

・電話番号03－0000－0000　⇩☎03－0000－0000

5　具体的な内容

（1）「医師又は歯科医師である旨」。我が国での免許を有さない場合には広告できない。なお、医療機関に従事する歯科衛生士その他の医療従事者に関する氏名等は広告可能。

（2）「診療科名」。歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科。

（3）「医療機関の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並び当該医療機関の管理者の氏名」。

（4）「診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無」。診療日又は診療時間（例えば午前宅診・午後往診）、予約による診療の実施の有無（例えば「平日〇〇時〜〇〇時予約受付」、「24時間予約受付」等）。

（5）「法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた医療機関又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨」。保険医療機関又は特定承認保険医療機関である旨等。

（6）「入院設備の有無、病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、その他の従業者の員数その他の当該医療機関における施設、設備又は従業者に関する事項」。

（7）「当該医療機関において診療に従事する医師、歯科医師、その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であって医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの」。

ア　当該医療機関において診療に従事する医師、歯科医師、その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴

①歯科医療従事者は、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士。

②氏名、年齢、性別。非常勤の医療従事者についても、非常勤である旨や勤務する日時（例えば、「火曜と木曜の午後」等）を示せば差し支えない。

③役職。

④略歴。生年月日、出身校、学位、免許取得日、勤務した医療機関（診療科〈標榜診療科名に限る〉、期間を含む）等について、一連の履歴を総合的に記載したものを想定したものであること。

イ　厚生労働大臣に届け出た団体が行う専門性に関する認定を受けた旨。

（例）・歯科医師〇〇〇〇（〇〇学会認定〇〇専門医）　専門性の資格は各関係学術団体が認定するものであるので、例えば「厚生労働省認定〇〇専門医」等は虚偽広告として扱い、単に「〇〇専門医」との標記も誤解を与えるものとして、誇大広告に該当する。

医療に関する広告が可能となった歯科医師の専門性に関する資格名

団体名	資格名
㈳日本口腔外科学会	口腔外科専門医
特定非営利活動法人　日本歯周病学会	歯周病専門医
有限責任中間法人　日本歯科麻酔学会	歯科麻酔専門医
有限責任中間法人　日本小児歯科学会	小児歯科専門医

（8）「患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該医療機関の管理又は運営に関する事項」。

以下に掲げるものは例示であり、客観性・正確性を確保し得る事項であれば広告可能。

ア　休日又は夜間における診療の実施

イ　診療録を電子化している旨

ウ　セカンドオピニオンの実施に関すること

エ　当該医療機関内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保している旨

オ　当該医療機関内での症例検討会を開催している旨

カ　医療の安全を確保するための措置（なお、「医療の安全を保障します」や「万全の安全管理体制」等の広告は客観的な事実として評価ができない表現であり、認められない）

キ　個人情報の適正な取扱いを確保するための措置

ク　平均待ち時間

ケ　開設日、診療科別の診療開始日

（9）「紹介をすることができる他の医療機関又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該医療機関との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該医療機関と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項」。

（10）「診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、当該医療機関における医療に関する情報の提供に関する事項」。●ホームページアドレス、電子メールアドレス　●診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供。

（11）「当該医療機関において提供される医療の内容に関する事項（検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る）」。

ア　検査、手術その他の治療の方法

①保険診療

（例）ＰＥＴ検査による癌の検査を実施しております。

②評価療養及び選定療養

その内容・制度・負担費用等についても、併せて示すことが望ましい。

③自由診療のうち、保険診療又は評価療養若しくは選定療養と同一の検査・手術その他の治療の方法。

美容等の目的であるため公的医療保険が適用されない医療の内容であるが、その手技等は保険診療又は評価療養若しくは選定療養と同一である自由診療について、その検査・手術その他の治療の方法を広告可能。ただし、公的医療保険が適用されない旨（例えば、「全額自己負担」、「保険証は使えません」、「自由診療」等）及び標準的な費用を併記する場合に限って広告が可能である。標準的な費用については、一定の幅（例えば、「5万〜5万5千円」等）や「約〇円程度」として示すことも差し支えないが、実際に窓口で負担することになる標準的な費用が容易に分かるように示す必要がある。別に指導料等がかかる場合には、それらを含めた総額の目安についても、分かりやすいように記載すること。

（例）歯列矯正

④自由診療のうち薬事法の承認又は認証を得た医薬品又は医療機器を用いる検査・手術その他の治療の方法

公的医療保険が適用されていない検査・手術その他の治療の方法であるが、薬事法の承認又は認証を得た医薬品又は医療機器をその承認等の範囲で使用する治療の内容については、広告可能である。

イ　提供される医療の内容（アの検査・手術その他の治療の方法を除く）

●基準を満たす保険医療機関として届け出た旨

●往診の実施　往診を実施している旨を広告可能であり、「訪問診療の実施」等の表現も差し支えない。往診に応じる歯科医師名、対応する時間、訪問可能な地域等についても広告可能。

（12）「当該医療機関における患者の平均的な外来患者数その他の医療の提供の結果に関する事項であって医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの」。

（13）「その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項」。

●「保健指導又は健康相談の実施」　「歯の健康相談」。実施日時や実施する歯科医師の氏名、費用等についても広告して差し支えない。

●「患者の受診の便宜を図るためのサービス」

費用の支払方法又は領収に関する事項、対応することができる言語、駐車設備に関する事項や送迎サービス。

●「開設者に関する事項」

●「財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果」

●「財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録をしている旨」　いわゆる「ＩＳＯ9000シリーズ」

6　医療に関する内容とは扱わない事項

ア　背景等となる風景写真やイラスト等

（例）町や海の写真、山や森のイラスト等

イ　レイアウトに使用する幾何学模様等

ウ　ＢＧＭとして放送される音楽、効果音等

エ　広告制作者の名称、広告の作成日、写真の撮影日等

オ　芸能人や著名人の映像や声等芸能人や著名人が、医療機関の名称その他の広告可能な事項について説明することは差し支えない。なお、実際に当該医療機関の患者である場合にも、芸能人等が患者である旨は広告できない。

【用語の説明】バナー広告　インターネットのホームページ上の帯状の広告。クリックすることで広告主のホームページへリンクしてより詳しい情報を得ることができる。

指導等の方法について

（1）内容の確認

各都道府県等において、法や本指針に抵触しないか否かを確認し、違反していると判断できる広告については、必要な指導等を行う。

（2）広告違反の指導及び措置

ア　行政指導

必要に応じて違反広告物の回収、廃棄等を指導する。併せて、必要な場合には、広告代理店・雑誌社・新聞社・放送局等の広告を作成した者や広告を掲載した者に対しても任意での調査や指導を行う。

イ　報告命令又は立入検査

任意の調査に応じない場合又は任意での説明や提出される書類に疑義がある場合は事務所に立ち入り、文書その他の物件を検査し調査を実施する。

ウ　中止命令又は是正命令

行政指導に従わない場合や違反を繰り返す等の悪質な事例の場合には、期限を定めて当該広告を中止し、又はその内容を是正すべき旨を命ずる。

エ　告発

①直接罰の適用される虚偽広告を行った者が行政指導に応じない場合②報告命令に対して報告を怠り若しくは虚偽の報告をした場合③立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合④中止命令若しくは是正命令に従わず違反広告が是正されない場合には、刑事訴訟法により司法警察員に対して書面により告発を行う。なお、罰則については、①④は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金、②③は20万円以下の罰金が適用される。

オ　行政処分

エに示した告発のほか、行政処分として必要に応じ医療機関の開設の許可の取り消し、又は開設者に対し期間を定めてその閉鎖を命ずることが可能である。

（3）命令等の対象者

実施者が個人である場合には当該個人であるが、医療機関の場合にはその開設者又は管理者とし、広告代理店・雑誌社・新聞社・放送局等の場合にはその代表者あてとする。

（4）公表

行政指導に従わず中止命令若しくは是正命令又は刑事告発等を実施した際には、原則として事例を公表することにより、患者や住民等に対して当該違反広告に対する注意喚起を行う。

医療広告ガイドラインが掲載されているホームページは www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/index.html、または協会のホームページ（osk-net.org/index2.html）からもアクセスできます。